# 二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

## (新旧対照条文一覧)

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令(令和六年政令第 号)(附則第三項関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	J、経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)(第八条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)(第四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
17 16 則	15 14 12 11	8 6 4 1	

〇二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令(令和六年政令第二百五十一号)(第一条関係) (傍線部分は改正部分)

六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を第三条 法第百十七条第三項の規定により土地収用法(昭和二十(収用委員会の裁決の申請手続)	性天然ガスとする。	(親会社等) (親会社等)	二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令	改正案
(新設)	(新設)	1 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの高法人とみなして、前項及びこの項の規定を適用する。   立法人とする。   の書子で定める法人は、ある法人に対して次の各号に掲げるいずの令で定める法人は、ある法人に対して次の各号に掲げるいずる法人とみなして、前項及びこの項の規定を適用する。   という。)を有する法人とみなして、前項及びこの項の規定を適用する。   という。)を有する法人とみなして、前項及びこの項の規定を適用する。   という。)を有する法人とみなして、前項及びこの項の規定を適用する。   という。)を有する法人とみなして、前項及びこの項の規定を適用する。   という。)を有する法人とみなして、前項及びこの項の規定を適用する。	の法人を定める政令二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニ	現行

書を収用委員会に提出しなければならない。第三項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請申請しようとする者は、経済産業省令で定める様式に従い、同条

### (手数料の額)

に定める額とする。
い手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号第四条 法第百三十一条の規定により国に納付しなければならな

は、二十一万百円)
一件につき二十一万九百円(電子申請等による場合にあって一件につき二十一万九百円(電子申請等による場合にあって二 試掘について法第十二条第一項の許可を申請する者 許可

は、十二万六千二百円)
一件につき十二万七千百円(電子申請等による場合にあって一件につき十二万七千百円(電子申請等による場合にあって可試掘区域の増減に係るものに限る。)を申請する者 許可三 法第十四条第一項の許可(同条第二項第二号に規定する許三

新設)

		-

(内部取引に含まれない事実の範囲等) (内部取引に含まれない事実の範囲等) (内部取引に含まれない事実の範囲等) (内部取引に含まれない事実の範囲等)	(減価償却資産の範囲) (減価償却資産の範囲) (減価償却資産の範囲) (減価償却資産の範囲) (減価償却資産の範囲) (減価償却資産の範囲)	改正案
「「「「大条第八号イからツまで」(減価償却資産の範囲)に掲げる事実とする。 「大に掲げるものの使用料の支払に相当する事実は、次に掲第二百二十五条の十六」(略) 「大の事実とする。 「大の事実とする。	(減価償却資産の範囲) (減価償却資産の範囲) (減価償却資産の範囲) (減価償却資産の範囲)	現行

第二百九十一条の二 (略) 2 掲げる事実とする。 法第百六十二条第二項に規定する政令で定める事実は、 (租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得) イ・ロ 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実 資産(国外における同号ロ及びヨからネまでに掲げるもの に相当するものを含む。) に相当するものを含む。) (略) 略) 第六条第八号(減価償却資産の範囲)に掲げる無形固定 (略) 次に 2 第二百九十一条の二 掲げる事実とする。 法第百六十二条第二項に規定する政令で定める事実は、 (租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得) 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実 げる無形固定資産(国外における同号カからツまでに掲げ (略) るものに相当するものを含む。) るものに相当するものを含む。) (略) 第六条第八号イからツまで(減価償却資産の範囲)に掲 (略) (略) 次に

(傍線部分は改正部分)

	は、個質のでは、 は、個質のでは、 ので	改 正 案
(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(減価償却資産の範囲)	現行

定資産 のに相当するものを含む。) (国外における同号ロ及びタからナまでに掲げるも

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

2 第百八十三条 (略)

3

掲げる事実とする。 法第百三十九条第二項に規定する政令で定める事実は、 次に

次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実

イ・ロ

(略)

定資産(国外における同号ロ及びタからナまでに掲げるも のに相当するものを含む。) 第十三条第八号 (減価償却資産の範囲)に掲げる無形固

(略)

掲げる無形固定資産(国外における同号ョからネまでに掲 げるものに相当するものを含む。)

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第百八十三条 (略)

2

3 法第百三十九条第二項に規定する政令で定める事実は、

掲げる事実とする。

次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実

イ・ロ (略)

掲げる無形固定資産(国外における同号ョからネまでに掲 第十三条第八号イからネまで(減価償却資産の範囲)に

げるものに相当するものを含む。)

(略)

# 改 正 案 現 行

### 特定機械等

げる機械等 法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、 (本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合 次に掲 第十二条 法第三十七条第

通自動 二条第五項に規定する運行の用に供するものに限る。 年法律第三十八号) 運送車両法 高 のをいう。以下同じ。 に規定する検査対象外軽自動車を除く。)であつて、 受ける船舶に用いられるもの、 第一種圧力容器 十九号) 保及び取引の適正化に関する法律 圧ガス保安法 装置のうち同法第四十一条第一項の技術基準に適合するも 圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車 (昭和) 車、 又は一 十九年法律第五十一号) 小型自動車又は軽自動車 (昭和二十六年法律第百八十五号)に規定する普 (昭和二十六年法律第二百四号)、ガス事業 酸 (小型圧力容器並びに船舶安全法の適用 の適用を受けるものを除く。 化炭素の貯留事業に関する法律 )に用いられるもの及び電気事業法、 自動車用燃料装置 (同法第五十八条第一項 (昭和四十二年法律第百 液化石油ガスの保安の (圧縮水素 (令和六 )の燃 同法第 ( 道 路

を除く。

を除く。 げる機械等

)とする。

(本邦の

地域内で使用されないことが明らかな場合

一項の政令で定める機械等は、

次に掲

(特定機械等)

法 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)、ガス事業 のをいう。以下同じ。)に用いられるもの及び電気事業法、 料装置のうち同法第四十一条第一項の技術基準に適合するも 二条第五項に規定する運行の用に供するものに限る。 に規定する検査対象外軽自動車を除く。)であつて、 通自動車、 運送車両法 受ける船舶に用いられるもの、 百四十九号) 確保及び取引の適正化に関する法律 圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車 第一種圧力容器 (昭和二十九年法律第五十 小型自動車又は軽自動車 (昭和二十六年法律第百八十五号)に規定する普 の適用を受けるものを除く。 (小型圧力容器並びに船舶安全法の 号) 自動車用燃料装置 又は液化石油 (同法第五十八条第一 (昭和四) 十二年法律 ガスの保安 (圧縮水素 <u></u>の 同法第 適用 (道路 項

### 三~八 略

2 略

(略

2

三~八

(略

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等

適用を受けるものを除く。)とする。
(保安法、ガス事業法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律の自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、第十三条 法別表第二第二号の政令で定める圧力容器は、第二種

する。本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)と本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)と3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(

一~二十五 (略)

一十六 第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一十六 第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一二十六 第一条第五号イからニまでに掲げる容器の前面事業 保及び取引の適正化に関する法律又は二酸化炭素の貯留事業 保及び取引の適正化に関する法律でに掲げる容器のがしました 数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が○・○○ 大びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した 数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が○・○○ 大びその使用する最高のゲージ圧力とメガパスカル以下のもので使用する法律の適用を受けるものを除く。)

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等

保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)とする。自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、第十三条 法別表第二第二号の政令で定める圧力容器は、第二種

安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)とする。動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自法別表第二第四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧

する。 本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)と 本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)と 3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(

用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用い 内容積が○・一立方メートルを超えるもの(船舶安全法の適 られるもの及び電気事業法、 力容器及び第一号に掲げるアセチレン発生器を除く。)で、 る容器(第一条第五号イからニまでに掲げる容器、 酸化炭素の貯留事業に関する法律の適用を受けるものを 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有す 高圧ガス保安法、 ガス事業法又 第二種圧

# 一十八~三十四

除く。

• 5 (略) 略

[個別検定を受けるべき機械等]

第十四条 を除く。)とする。 げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合 法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、次に掲

法、高圧ガス保安法、 に関する法律の適用を受けるものを除く。) れるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業 第二種圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いら ガス事業法又は二酸化炭素の貯留事業

### (略)

関する法律の適用を受けるものを除く。 小型圧力容器 高圧ガス保安法、 自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法 (船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられ ガス事業法又は二酸化炭素の貯留事業に

> られるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法 用を受ける船舶に用いられるもの、 内容積が○・一立方メートルを超えるもの(船舶安全法の適 力容器及び第一号に掲げるアセチレン発生器を除く。)で、 る容器(第一条第五号イからニまでに掲げる容器、 適用を受けるものを除く。) 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有す 自動車用燃料装置に用 第二種圧

### 二十八~三十四 略

4 • 5

第十四条 法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、 (個別検定を受けるべき機械等)

を除く。)とする。

げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場

れるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業 第二種圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いら 高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるもの

### (略)

兀 るもの、 高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く 小型圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられ 自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法

次に掲

を得て定める方法によるものする探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意二二酸化炭素の貯留事業に関する法律第百七条第一項に規定うこと。	八号)第二条第四頁こ規定する试屈のための毎底の屈削を行一 二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十一 二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十	次に掲げるものとする。第六条 法第三十五条の四第三項第四号の政令で定める行為は、及ぼすおそれがある行為)(沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を	改 正 案
(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号第六条 法第三十五条の四第三項第四号の政令で定める行為は、及ぼすおそれがある行為) (沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を	現行

# 改 正 案 現 行

対象固定資産の範囲

第五条 引の単位 にあつては、一組又は一式)につき百万円以上のものとする。 域から引き取られる当該資産の課税標準である金額が、一の取 対価の額の百十分の百に相当する金額、 る法第三十条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払 項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保税地 棚卸資産以外の資産で次に掲げるもののうち、 法第二条第一項第十六号に規定する政令で定める資産は (通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるもの (略) 当該資産に係る同条第 当該資産に係

次に掲げる無形固定資産

取する権利(ロに掲げる無形固定資産を除く。)を含む。 鉱業権 (租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採

口 十八号) 酸 化 第 |炭素の貯留事業に関する法律 条第八項 (定義) に規定する試掘権 (令和六年法律第三

ハ~ネ 略

九~十

(資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定)

次の各号に掲げる資産とし、 法第四条第三項第一号に規定する政令で定める資産は、 同項第一号に規定する政令で定め

、調整対象固定資産の範囲

第五条 にあつては、一組又は一式)につき百万円以上のものとする。 引の単位(通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるも 域から引き取られる当該資産の課税標準である金額が、一の取 対価の額の百十分の百に相当する金額、 る法第三十条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払 一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保税地 棚卸資産以外の資産で次に掲げるもののうち、 法第二条第一項第十六号に規定する政令で定める資産 当該資産に係る同条第 当該資産に係

一 ~ 七 (略)

次に掲げる無形固定資産

イ 取する権利を含む。 鉱業権(租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、 又は採

新設

ロ 〜 ツ 略

九~十一 略

第六条 次の各号に掲げる資産とし、 (資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定) 法第四条第三項第一号に規定する政令で定める資産は、 同項第 一号に規定する政令で定め

行われる時における当該各号に定める場所とする。る場所は、当該資産の区分に応じ当該資産の譲渡又は貸付けが

一~三 (略)

くは採取する権利 試掘権」という。 条第八項 に係る試掘区域又は樹木採取権に係る樹木採取区の所在地 しくは租鉱権に係る租鉱区、 という。)、試掘権又は樹木採取権 鉱業権若しくは租鉱権、 (定義) )を除く。以下この号において「採石権等 に規定する試掘権 (二酸化炭素の 採石権その他土石を採掘し、 採石権等に係る採石場、 貯留事業に関する法律第三 (以下この号において 鉱業権に係る鉱区若 試掘権

2・3 (略) 五~十 (略)

行われる時における当該各号に定める場所とする。る場所は、当該資産の区分に応じ当該資産の譲渡又は貸付けが

一~三 (略)

五~十(略)

2 . 3

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号)	
令第百四十六号) (第七条関係)	
(傍線部分は改正部分)	

律第三十八号)	四百七十一(二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法一~四百七十)(略)	りとする。 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとお	改正案
	(新設) 一个四百七十 (略)	りとする。 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとお	現行

○経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)(第八条関係)

(傍線部分は改正部分)

安に関すること。	三 二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十一・二 (略)	どる。 第十九条の五 鉱山・火薬類監理官は、次に掲げる事務をつかさ(鉱山・火薬類監理官の職務)	改正案
	(新設) 一·二 (略)	どる。第十九条の五 鉱山・火薬類監理官は、次に掲げる事務をつかさ(鉱山・火薬類監理官の職務)	現行

○電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十八年政令第四十三号)(附則第 二項関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現
(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)附り則	(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)附(則
2 改正法附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給を行う第二条 (略)	二十三条第一項に規定する特別小売供給を
送配電事業者に対して当該事業に係る電気の供給施設を設ける事業を営む改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定	送配電事業者に対して当該事業に係る電気の供給施設を設ける事業を営む改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定
ために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を	
不り	受ける権利(令和三年三月三十一日までに取得されたものに限
条第八号レに掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。	条第八号夕に掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。
(法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置)	(法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第三条 (略)	第三条 (略)
2 改正法附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給を行う	
<ul><li>・己言事を介に付いて有を事業に戻っまる。</li><li>・事業を営む改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定</li></ul>	<ul><li>会記事業金に付いて有変事業に係ら記念の共命国党を設ける事業を営む改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定</li></ul>
ために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を設置する場合に対し、計画等に依み信号の任業が言る言いる。	用を負担し、その施設を利用して電気の供えて、
る。)は、法人税法施行令第十三条の規定の適用については、受ける権利(令和三年三月三十一日までに取得されたものに限	る。)は、法人税法施行令第十三条の規定の適用については、受ける権利(令和三年三月三十一日までに取得されたものに限
同条第八号ソに掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。	同条第八号レに掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令(令和六年政令第

(傍線部分は改正部分)部を改正する政令(令和六年政令第 号)(附則第三項関係)

改正案	現行
表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。内閣は、公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)別	表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。    内閣は、公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)別
公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年
政令第百四十六号)の一部を次のように改正する。	政令第百四十六号)の一部を次のように改正する。
(略)	(略)
本則に次の一号を加える。	本則に次の一号を加える。
四百七十二 (略)	四百七十一(略)